

# 令和6年度使用小学校教科用図書

## 第1回海老名市教科用図書採択資料作成委員会 議事録

日時 令和5年5月16日(火) 午前10時から11時10分  
会場 えびなこどもセンター201会議室

| 発言者   | 内容  |
|-------|---|
| 司会    | <p>皆様おはようございます。</p> <p>海老名市教育委員会教育支援課の日野と申します。本日は司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>採択資料作成委員会の開会に先立ちまして、伊藤 教育長よりご挨拶をさせていただきます。</p>   |
| 伊藤教育長 | <p>教科用図書採択資料作成委員へのお礼</p> <p>教育長よりあいさつ</p>   |
| 司会    | <p>続いて、伊藤教育長より委嘱状の交付をさせていただきます。教育長が皆様の席まで参りますので、恐れ入りますがその場でご起立のうえ委嘱状をお受け取りくださるようお願いいたします。</p> <p>中込明宏殿。</p> <p>委嘱状、中込明宏殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。</p> <p>このあと期間と発令は読み上げませんので、ご了承ください。</p> <p>■■■■殿。</p> <p>委嘱状、■■■■殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。</p> <p>■■■■殿。</p> <p>委嘱状、■■■■殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。</p> <p>加来功殿。</p> <p>委嘱状、加来功殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。</p> <p>梶山博考殿。</p> <p>委嘱状、梶山博考殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしくお願いいたします。</p> |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>奥泉憲殿。<br/>委嘱状、奥泉憲殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。<br/>令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしく願いいたします。</p> <p>霜島恵殿。<br/>委嘱状、霜島恵殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。<br/>令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしく願いいたします。</p> <p>和田波代殿。<br/>委嘱状、和田波代殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。<br/>令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしく願いいたします。</p> <p>盛智史殿。<br/>委嘱状、盛智史殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。<br/>令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしく願いいたします。</p> <p>山形圭介殿。<br/>委嘱状、山形圭介殿。海老名市教科用図書採択検討委員会委員を委嘱する。<br/>令和5年4月1日、海老名市教育委員会。よろしく願いいたします。</p> |
| 司 会    | <p>申し訳ありません、ここで教育長は退席とさせていただきます。</p>   |
| 伊藤教育長  | <p>教育長退席</p>   |
| 司 会    | <p>始めに、本日の資料についてご説明いたします。ただ今、交付されました委嘱状は、本日お持ち帰りいただきますが、その他の机上の資料は全て、会終了後に回収させていただきますのでご承知おきください。</p> <p>また、議事録作成のため、本会議はICレコーダーにて録音させていただきますので、併せて御承知おきください。</p> <p>次に、委員会成立の確認をさせていただきます。この会は海老名市教科用図書採択資料作成委員会設置要綱第4条により、委員の半数以上の出席で成立し、本日の出席者数は10名です。よって本委員会は成立している旨お伝えいたします。</p> <p>開会の言葉を 麻生教育支援課長より申しあげます。</p>  |
| 麻生専任参事 | <p>第1回海老名市教科用図書採択資料作成委員会を開会いたします。<br/>どうぞよろしく願いいたします。</p>  |
| 司 会    | <p>挨拶につきましては、さきほど教育長が申しあげましたので、省略とさせていただきます。<br/>採択資料作成委員の紹介をさせていただきます。</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>名簿に従って紹介させていただきます。</p>  |
| 中込委員        | <p>海老名市教育委員会教育部長、中込明宏様。<br/>中込でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>  |
| 司会<br>奥泉委員  | <p>海老名市立海老名小学校長、奥泉憲様。<br/>奥泉です。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会<br>相山委員  | <p>海老名市立海老名中学校長、相山博考様。<br/>相山です。よろしくお願いいたします。</p>  |
| 司会<br>和田委員  | <p>海老名市立上星小学校長、和田波代様。<br/>和田です。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会<br>霜島委員  | <p>海老名市立柏ヶ谷中学校長、霜島恵様。<br/>霜島です。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会<br>山形委員  | <p>海老名市立大谷小学校、山形圭介様。<br/>山形と申します。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会<br>盛委員   | <p>海老名市立海西中学校、盛智史様。<br/>盛と申します。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会<br>加来委員  | <p>神奈川県立中央農業高等学校長、加来功様。<br/>加来でございます。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会<br>[ ]委員 | <p>海老名市立小学校保護者代表、[ ]様。<br/>[ ]です。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会<br>[ ]委員 | <p>海老名市立中学校保護者代表、[ ]様。<br/>[ ]です。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 司会          | <p>併せて、事務局の紹介をさせていただきます。<br/>小宮洋子教育担当理事です。<br/>麻生仁教育部専任参事兼教育支援課長です。<br/>作成委員会の庶務を担当する日野です。<br/>庶務を担当します藤原です。<br/>よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、作成委員会委員長の選出ですが、要綱第3条に作成委員会の委員長及び副委員長は「互選する」とあります。いかがいたしましょうか。</p> |

|        |   |
|--------|---|
| 一同     | 事務局一任   |
| 麻生専任参事 | <p>「事務局一任」の声をいただきましたので、小学校校長会会長奥泉憲校長に委員長をお願いしたいと思います。また、副委員長は委員長から指名していただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>  |
| 一 同    | 異議なし。   |
| 司 会    | <p>ここからは委員長に司会・進行をしていただきます。</p> <p>奥泉委員長、お願いいたします。</p>  |
| 奥泉委員長  | <p>よろしくお願いたします。</p> <p>さて、皆様には、令和6年度使用教科用図書採択に向けた調査資料の作成という大変な任務をお引き受けくださり、ありがとうございます。改めて御礼申し上げます。</p> <p>それでは要綱に則り、委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>また、副委員長は椋山校長をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>   |
| 一 同    | よろしい。   |
| 奥泉委員長  | <p>皆様方のご協力を得まして、作成作業を公正かつ適正に進めていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。</p> <p>まず始めに、みなさんは、このような委員は初めての方が多いと思しますので、教科書採択全体の方向や流れについて事務局より説明をしていただきたいと思ひます。</p>  |
| 麻生専任参事 | <p>それでは、教科書採択についてご説明いたします。最初の説明はパワーポイントを用意しておりますので、お手元の資料の中身にも触れますが一通り全体の流れを説明させていただきます。</p> <p>まず概要でございます。先ほど教育長も述べられましたが、今回は海老名市立小学校にて使用する教科書採択となります。4年毎に採択を行っているうちの令和6年度使用の教科書採択となります。令和6年度の採択種目は全13種目とありますが、教科書採択においては教科のことを種目と呼びますので、採択13種目というのは採択13教科という意味となります。</p> <p>次に、組織について説明いたします。採択権者、最終的に採択をする権限を持っているのは教育長と教育委員の計5名となります。皆様方におか</p> |

れましては採択資料作成委員会として、各教科書の特長をまとめて教育委員会に資料を報告書として提出する役割を担っていただきます。更に皆様方の資料の参考資料となる調査を実際に行う調査員というものがございますが、組織については、このあとの会の中でどのように進めていくかについて決定していただきますので、この説明については前回までの教科書採択にしたがって説明していることをご承知おきいただければと思います。

更に調査員からの調査結果のみならず、県からの調査結果、小学校に回覧した際の学校意見等もふまえ、採択資料を作成していただくこととなります。

採択の流れです。昨日教育委員会臨時会が行われ、そこで海老名市の採択基本方針が議決されました。繰り返しになりますが、海老名市としての採択になります。

皆様のお立場、組織、内容について説明させていただきます。実際に採択権者である教育委員におかれましては、皆様方の前にある見本本と編修趣意書、県からの結果、そして採択資料作成委員会からの報告書等様々な資料をもとに採択を行っていただくということになります。時系列にお示ししていますが、最終的に採択が行われますのは、今回は7月21日を予定しています。

7月21日の教育委員会について、図式化していますが、奥泉委員長に出席していただき、この採択資料作成委員会でまとめた内容についてご報告いただき、それについて審議、質疑し、決定する流れとなっています。教育長をはじめ、教育委員により、多数決で決定していきます。国、県、市の流れについては後ほど説明させていただきます。

さらに学校意見として、各小学校に見本本を回覧して、教員の意見をまとめるのですが、学校意見も膨大な量になるため、その資料を整理する整理員という役割があります。これにつきましても、今日皆様方のご意見で決定していただきます。

これまでは、調査員として約20名の教員にご協力いただきましたが、調査員については、海老名市単独ではなく、近隣4市で合同して行う形で考えておりますが、これも皆様方に決定していただくこととなります。

公平、公正という点では特にご注意ください。研修会への参加の禁止、戸別訪問を受ける等の禁止、採択に携わったものとの接触の禁止については厳守していただくこととなりますのでお願いいたします。また、情報公開については8月31日まではお名前だけに限らず、会議日程や会議名、ご自身が関わられていることも含めて非公開となっております。

奥泉委員長

次に、今年度の採択に関する県と海老名市の方針、及び国の通知等について説明していただきたいと思います。

まず、

○海老名市教科用図書採択方針について

○神奈川県教育委員会令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方

麻生専任参事

針について

の2つを一括して報告をお願いします。

引き続きよろしくをお願いします。

海老名市教科用図書採択基本方針については、資料の2ページにありますのでご覧いただければと思います。こちら読み上げることで報告とさせていただきます。

令和6年度使用、海老名市教科用図書採択基本方針について

海老名市教育委員会は、令和6年度から使用する教科用図書の採択基本方針を次の通り定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

令和6年度の小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。こちらが海老名市の基本方針でございます。

続いて県の教科用図書採択方針・採択基準については次の3ページから13ページに掲載しています。

4ページをご覧ください。

こちら本市が行う小学校の部分抽出、抜粋して読ませさせていただきます。神奈川県教育委員会は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和6年度において使用する教科用図書について、市町村の教育委員会の行う採択に関して、その基準等を定めるとともに、採択方法について神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。このようになっております。

つづいて、県の採択方針に基づき、市の採択を行うわけですが、要点を説明させていただきたいと思います。

資料の5ページをご覧ください。

教科用図書採択基準になります。

各発行者が作成する「教科用図書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。採択権者の権限において、公明・適正を期し、採択すること。採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。とされております。これに基づき、全小学校に見本本を回覧し、学校意見を集約する流れになります。

つづいて6ページをご覧ください。

海老名市単独での教科書採択にあたっては、(3)に該当します。

つづいて7ページをご覧ください。

教科用図書採択にあたっての観点になります。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <p>奥泉委員長</p> <p>麻生専任参事</p> | <p>教科・種目に共通な観点として、教育基本法、学校教育法および学習指導要領との関連が示されております。各教科については、教科ごとに観点が細かく 13 ページまで記されております。</p> <p>「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について」についての説明をお願いします。</p> <p>採択につきましては、文部科学省の通知に基づいて行われます。資料の 15 ページをご覧ください。そちらに国が発出した通知がございます。上から 6 行目から読ませていただきます。</p> <p>教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要である。とされています。</p> <p>更にもう 1 つ国の通知があります。</p> <p>公正性・透明性を確認するために発出された通知となります。資料 20 ページをご覧ください。委員のみなさまにご留意、ご配慮いただくことはもちろんですが、各教科発行者に対しても慎むよう、発行者側にも文部科学省から依頼をしているところです。例えば採択関係者の自宅訪問は一切行わないことなどでございます。</p> <p>更に 22 ページには、採択関係者に対して、金銭その他の利益供与もしくはその申し出は絶対に行わないなど、具体的なものが示されています。採択関係者とは、教育委員会関係者又は校長や教師等を含むすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべてのものというところで、今回の採択委員の皆様、我々教育委員会も含めてかなり広い範囲が該当することとなります。</p> <p>2 つの通知についての説明は以上になります。</p> |
| <p>奥泉委員長</p> <p>麻生専任参事</p> | <p>次に、海老名市教科用図書採択資料作成委員会設置要綱について説明をお願いします。</p> <p>採択資料作成委員会設置要綱について説明いたします。資料 49 ページをご覧ください。読み上げさせていただきます。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査し、報告することを目的として設置する海老名市教科用図書採択資料作成委員会（以下「作成委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>(組織)</p> <p>第2条 作成委員会は、委員10名以内をもって組織する。</p> <p>2 作成委員会委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>第3条 作成委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>(調査員会)</p> <p>第5条 委員長は、作成委員会に調査員会を置くことができる。</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、作成委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>この要綱に基づき、本委員会を運営していきたいと思ひます。以上です。</p> |
| 奥泉委員長  | <p>今までのところで質問はありますか。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>(1) 海老名市教科用図書採択の仕組みについて提案してください。</p>  |
| 麻生専任参事 | <p>資料51ページの仕組み図をご覧ください。先ほどからご説明させていただいている内容が図式化されたものです。</p> <p>この図の中の調査員については、要綱第5条の規定により「委員長は作成委員会に調査員等を置くことができる」となっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>   |
| 奥泉委員長  | <p>採択資料作成委員会のメンバーで、すべての教科書を調査することは大変難しいので、調査員を設置したいと思ひます。よろしいですか。</p>  |
| 一同     | <p>よろしい。</p>   |
| 奥泉委員長  | <p>それでは調査員を置くことといたします。続けて、調査員のあり方等について提案してください。</p>  |
| 麻生専任参事 | <p>海老名市は平成14年度使用教科用図書の採択から市単独採択になりました。しかし調査員を教員にお願いすることを考えますと、海老名市のみで実施するには、人数の点からも各学校の教育活動に支障をきたすこととなります。従って調査員につきましては、近隣市の4市、具体的には座間市、綾瀬市、大和市、海老名市合同で調査研究を行うことを提案いたします。いかがでしょうか。</p>   |
| 奥泉委員長  | <p>今、事務局から提案がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。</p>  |
| 梶山副委員長 | <p>学校の教育活動への影響を考えると、調査員は、4市合同での調査研究を行うことでよいと思ひます。また、調査員の選出につきましては事務局</p>   |



|               |  |
|---------------|--|
| <p>奥泉委員長</p>  | <p>一任で良いと思います。</p> <p>今、「調査員は4市合同で調査研究を行い、調査員の選出は事務局一任」という声がありましたが、いかがでしょうか。</p>   |
| <p>一同</p>     | <p>異議なし。</p>   |
| <p>奥泉委員長</p>  | <p>それでは調査員は、4市合同で調査研究を行うことといたします。では、事務局で調査員の案を示してください。</p>   |
| <p>麻生専任参事</p> | <p>それではお配りさせていただきます。</p>   |
| <p>奥泉委員長</p>  | <p>それでは、提案いただいた名簿の方々に調査員をお願いするという事で（案）を消していただきたいと思います。</p> <p>(2) 報告書の作成について提案してください。</p>  |
| <p>麻生専任参事</p> | <p>調査研究につきましては、県の採択方針の7ページ～13ページまでに記載されております「調査研究の観点」に基づいて、調査研究を行い、調査報告書を作成します。作成方法等については、資料53ページの「調査研究にあたって」に記載されております。53ページをご覧くださいと思います。</p> <p>1 趣旨について<br/>県からの通知をもとに行うこと。</p> <p>2 調査報告書作成の方法、留意点について<br/>留意点については、公正・公平に行う上で、例えば教科書会社ごとの比較はせず、特長などの文量を同じようにして報告すること。</p> <p>3 公正確保<br/>非公開であること、取扱い情報等の取扱いに注意すること、あとは教科書会社等との関係などの留意点についての記載があります。これらについては、53ページに記載されております。</p> <p>各学校の意見の集約については、県の採択方針に「児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する」とありますので、学校からの意見もいただき、調査員の研究資料とともに採択資料作成委員会の資料としたいと思います。</p> <p>学校意見の取りまとめの方法は、見本本を1週間ずつ各小学校に回覧して、学校ごとに意見を取りまとめて提出していただきます。さらに13校の意見を集計する場面でも、公正を期すために、教員に集計をしていただきたいと思います。この集計の役割の方を「整理員」と呼びたいと思います。整理員の設置については、資料49、50ページにある海老名市の設置要綱第8条によるものです。</p> |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <p>奥泉委員長</p> <p>一 同</p>    | <p>提案のとおり、学校意見もまとめ、資料として提示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>異議なし。</p>   |
| <p>奥泉委員長</p> <p>麻生専任参事</p> | <p>それでは、整理員が学校意見の取りまとめをし、本委員会の資料として提示してください。整理員について案はありますか。</p> <p>それでは整理員の案を配付させていただきます。</p>  |
| <p>奥泉委員長</p> <p>小宮理事</p>   | <p>それでは、提案いただいた方に整理員をお願いするというで（案）を消していただきたいと思います。採択資料作成までの流れで説明がありましたが、質問はありますか。</p> <p>これまでの説明から、採択資料作成委員会の報告書作成までの流れを整理させていただきます。まず調査員が、四市合同で調査報告書を作成し、それが本委員会に挙がってきます。それから各学校からの意見は、整理員がまとめ、本委員会に挙がってきます。本委員会でそれらを報告書としてとりまとめます。この時には各発行者を順位付けすることなく、特長を報告書にまとめます。そしてこの報告書を、奥泉委員長に7月の教育委員会定例会において報告していただくこととなります。</p> |
| <p>加来委員</p>                | <p>四市合同調査員による調査報告書をもとに教育委員会で諮り、最後に採択するのが教育委員会ということは、四市の教育委員会によって別の結論になることもあるという理解で良いでしょうか。</p>   |
| <p>小宮理事</p>                | <p>そうです。先ほどお話しに出ていた調査員は例えば算数であれば、四市合同で8人により報告書の原案を作成しますが、どの市でも同じような採択資料作成委員会があり、そこでそれぞれ精査しています。そのため、報告書自体はそれぞれ少し違うこともあり、それを元に各市の教育委員会が採択します。よって、1つの教科に対する教科書が近隣市で異なることもあります。</p>   |
| <p>山形委員</p>                | <p>教科書の特長が調査員から挙がってきて、報告書をここで見て、検討するということとなりますが、ここから教育委員にあげるときに、例えば5発行者あったものを3つに絞るわけではないということですか。</p>  |
| <p>小宮理事</p>                | <p>この会議の名称の通り、採択の資料を作成する委員会であり、どの教科書が良いのか選ぶという権限はありません。そのため、振り落とすとか、優先順位をつけるとか、そういったことはできません。6者あれば、それぞれすべてを調べて、それぞれの特長を報告するといったものになります。</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 奥泉委員長  | <p>それでは、続いて採択の日程について提案してください。</p>   |
| 麻生専任参事 | <p>資料 54 ページに日程がございます。<br/>すべての教科書採択に関わる日程の一覧になります。<br/>皆様方につきましては、7月5日（水）に2回目の採択作成委員会を開催する予定です。開催案内を後日文書にて発送させていただきます。以上です。</p>  |
| 奥泉委員長  | <p>採択の日程についてはよろしいですか。その他、事務局から何かありますか。</p>  |
| 麻生専任参事 | <p>繰り返しになりますが、採択に係る公正確保と開かれた採択・公開について再度確認させていただきます。何点かございます。出版社の開催する研修会等への参加は禁止といたします。献本等を受けることの禁止、戸別訪問等を受けることの禁止、教科書編集・著作に携わった者との接触は禁止、採択資料作成委員・調査員の氏名及び採択に関する一切の情報は、8月下旬まで非公開となっておりますので、ご注意ください。以上です。</p> |
| 奥泉委員長  | <p>その他、質問はありませんか。<br/>以上をもって、報告及び議案の審議を終了します。司会を事務局に戻します。</p>   |
| 司 会    | <p>皆様お疲れ様でした。本日お配りさせていただきました委嘱状を除く資料等は回収させていただきます。全て自席に置いてお帰りくださるようお願いいたします。<br/>目の前に並べさせていただいております教科書の見本本については、いつでもご覧いただけますので、ご希望のある場合は事務局までご連絡ください。それでは、閉会の言葉を教育支援課長 麻生より申しあげます。</p>                      |
| 麻生専任参事 | <p>本日は、こちらからの一方的なご説明ばかりで申し訳ありませんでした。また、第2回もありますので是非お力添えいただきますようお願いいたします。以上で第1回採択資料作成委員会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。</p>  |